議案第３９号

上越市水道用水供給事業給水条例の一部改正について

上越市水道用水供給事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市水道用水供給事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道用水供給事業給水条例（平成２４年上越市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第７条中「１００分の１０８」を「１００分の１１０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第７条の規定は、平成３１年１０月の使用に係る給水料金から適用し、同年９月までの使用に係る給水料金については、なお従前の例による。